

平成30年12月26日

保護者 様

海津市教育委員会
教育長 中野 昇
海津市立吉里小学校
校長 長尾孝文

インフルエンザ等感染症の証明書等の取り扱いについて

平素は、市並びに本校の学校教育に対して、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、これまでお子様が「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合には、医師が記入した「学校感染症（第2・3種・その他）の診断書及び証明書」をご提出いただくことで出席停止の措置をとり、回復のための十分な期間確保と学校における感染拡大の防止に努めてきました。

「学校において予防すべき感染症」による出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則（第19条）に定められておりますので、罹患した際の学校への提出書類について、今後は下記のうちいずれか一通といたします。記入者については下記のとおりですが、いずれも医療機関受診の上で提出をお願いいたします。

インフルエンザ等感染症の流行が予想される時期ですので、十分予防に努めていただくとともに、万一罹患した場合は、医師の指示にしたがい、感染のおそれがある期間の登校は控えていただきますようお願いいたします。

記

1. 次のいずれか一通を学校へ提出する。
 - ① 「学校感染症（第2・3種・その他）の診断書及び証明書」
…従来様式、医師記入によるもの
 - ② 「学校において予防すべき感染症の罹患報告書」
…新規様式、医師の診断をもとに保護者が記入するもの

※ 用紙は、学校へ取りに来ていただくか、海津市のホームページから印刷してご利用ください。

※ ②「学校において予防すべき感染症の罹患報告書」の記入方法については医師の診断を受けた上で記入するようにしてください。